

船舶事故等調査報告書

平成21年8月27日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2009門第30号	
事故等種類	運航阻害	
発生日時	平成20年8月29日 22時40分ごろ	
発生場所	長崎県対馬市厳原町地先豆酸埼の西方沖 (概位 北緯34°10' 東経128°54')	
事故等調査の経過	平成21年2月18日、本インシデントの調査を担当する主管調査官（門司事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	漁船 第六十八 ^{たいけい} 大慶丸、296トン 136573、若宮水産株式会社 ディーゼル1基（1,471kW）	
乗組員等に関する情報	機関長、四級海技士（機関）	
死傷者等	なし	
損傷	2号発電機用原動機の、シリンダブロック、1、2及び3番用シリンダヘッド、クランク軸並びに2番シリンダのピストン及び接続棒等が破損	
事故等の経過	本船は、船長ほか5人が乗り組み、空船で、厳原町地先豆酸埼の西方沖を航行中、平成20年8月29日22時40分ごろ、機関室から異音が発生した。 本船は、機関長が調査した結果、2号発電機用原動機の2番シリンダのクランクケース等が破損していたことから、1号発電機を始動して航海を続け、翌30日08時40分ごろ佐賀県伊万里港に入港した。 2号発電機用原動機は、のち陸揚げされて修理された。	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	なし あり なし 本船は、以下の事項により、2番シリンダのピストンの冷却が阻害されたため、ピストン等が破損したものと考えられる。 ① 損傷が2番シリンダ部に限定されており、他シリンダに焼き付き等が認められないことから、2番シリンダを除く冷却水及び潤滑油系統に異常はなかったものと考えられる。 ② ピストン及びシリンダライナはバラバラに破損しているが、接続棒小端部等は原型を留めていることから、ピストンピン軸受部等が破損したのち接続棒が振れ回ったものと考えられる。 ③ 平成20年5月の開放整備から約1,000時間運転されていることから、開放整備時の組立てに不具合は無かったものと考えられる。

		<p>④ ピストン冷却用ノズルジェット（以下「ノズルジェット」という。）は、就航以来整備されていない可能性があると考えられる。</p> <p>⑤ 潤滑油は、開放整備時に全量新替されていることから、汚損していなかったものと考えられる。</p> <p>ピストンの冷却が阻害されたのは、ノズルジェットが何らかの原因により目詰まり等を起こした可能性があると考えられる。</p>
原因	<p>本インシデントは、2号発電機用原動機2番シリンダのピストンの冷却が阻害されたため、本船が航行中、ピストン等が破損したことにより発生したものと考えられる。</p>	